



長野県消費者被害防止啓発キャラクター

もしかっち

消費生活サポーターだより

No. 2

発行 平成 29 年 9 月

長野県消費生活サポーターの皆様こんにちは。

今月も、皆様の啓発活動に少しでも参考となるよう情報をお知らせします。

啓発活動等の参考にぜひ活用していただきますようお願いします。

ぜひ、皆様からもお気軽に御意見、御感想をお寄せいただきますようお願いします。

~~~~~ 今月号のもくじ ~~~~~

## **1 送付資料(啓発資料)から**

◎独立行政法人国民生活センター発行資料 (詳細は別紙参照)

「見守り新鮮情報 第 288 号、第 289 号」、

「子どもサポート情報 第 120 号」

◎長野県発行資料

「メールマガジン 9 月号」、「くらしまる得情報 秋号」

## **2 情報掲示板(お知らせ)**

◎活動についてのアンケート結果の概要がまとまりました。

◎10 月に県内 2 会場で養成講座を開催します。

◎10 月の年金支給日(10 月 13 日)には特殊詐欺被害防止啓発活動を行います。

## **3 活動紹介(こんな活動が行われています!)**

## **4 知っておきたい参考情報**

**1 送付資料(啓発資料)から** 詳細は別紙の啓発資料を参照ください。

◎独立行政法人国民生活センター発行資料

「見守り新鮮情報 第 288 号」

配置薬使用期限が切れて処分したら代金を請求された 事例

「見守り新鮮情報 第 289 号」

かつらのアフターケアの度に、次々と新たな契約をさせられた 事例

「子どもサポート情報 第 120 号」

スマートフォンで動画を見せるときは、大人が付き添いましょう

## ◎長野県発行資料

「メールマガジン9月号」

「くらしまる得情報 秋号」

インターネットでの買い物にご注意ください！消費生活センターに寄せられる相談の多い事例について、紹介しています。特殊詐欺被害は依然として多発しております。最新の手口を掲載しました。旬の話題が満載です。周囲の方への啓発（声かけ）に参考にしてください。

## 2 情報掲示板（お知らせ）

◎活動についてのアンケート結果の概要がまとまりました。

6月下旬に皆様に活動についてのアンケートへの御協力をお願いし、御協力をいただきありがとうございました。267名の皆様に送付し、187名の方に御回答いただきました。

概要については、別紙をご覧ください。

来年度以降の事業計画にあたり、皆様の御意見を参考に計画してまいります。

◎10月10日、11日に消費生活サポーター養成講座を開催します。

一般財団法人日本消費者協会 豊島まき子氏を講師に、消費生活サポーターとしての基礎的な知識や役割についてのお話をはじめ、グループ別に被害の多い相談事例の啓発方法の検討方法等についてお話をいただく予定です。

養成講座の後半は、実際に現在相談事例として多い事例を題材に、啓発活動を行う方法等をグループで実践していただきます。ぜひ、オブザーバーで参加されることもご検討ください。

大変楽しく、有意義な機会であったとの感想を参加者の皆様には多数寄せていただいています。

（参考：10月10日（火）佐久合同庁舎 11日（水）北信消費生活センターでの開催の予定です。）

◎12月に消費生活サポーター研修会を県内5会場で開催します。

詳細につきましては、来月以降お知らせします。大勢の皆様の御出席よろしく申し上げます。

<開催予定> 12月11日（月）13時30分～ 南信消費生活センター

12月18日（月）13時30分～ 北信消費生活センター

\*12月20日（水）10時30分～ 諏訪市文化センター

12月22日（金）13時30分～ 県松本合同庁舎

\*12月25日（月）10時30分～ 県上田合同庁舎

（注）\*の日は、午後高齢者の消費者被害防止見守り研修会を同じ会場で開催しますので、御出席ください。

◎10月の年金支給日（10月13日）には特殊詐欺被害防止啓発活動を行います。

県においては、4つの消費生活センター（4所）管内の金融機関で警察署と一緒に実施します。実施場所、開始時刻等は未定ですが、当日一緒に啓発活動を行っていただける場合には、9月29日（金）までに事務局へお申し出ください。県の4つの消費生活センター単位での実施の他に、各市町村においても各警察署と一緒に街頭啓発を実施している場合もあります。

詳しくはお住まいの消費者行政担当課へお問合せください。

### 3 活動紹介(こんな活動が行われています！)

<岡谷市での取り組み>

岡谷市では、今年度の7月の養成講座にご参加いただき登録された方を含め現在10名の方に消費生活サポーターに登録いただき、それぞれの立場で活動されています。

10名の方のうち7名の方は岡谷市消費者の会の会員でもいらっしゃいます。

今年の消費者月間の5月には市の消費者行政担当課の職員とともに、市の大型の商業施設の店頭でのチラシ配布など消費者被害防止の街頭啓発活動に参加されています。

また、高齢者の方を対象に特殊詐欺被害防止のパネルシアターの実演を市内の各地で多数行っています。実際の活動の様子です。



わかりやすく親しみやすい内容で参加者の皆さんに大変に好評とのこと。そういった活動を進めていくにあたり、消費者被害の最新の情報など消費生活サポーターとして常にさまざまな情報にも関心を寄せて、活動されています。新たに消費生活サポーターに応募し、地域で活動する方の裾野をひろげるといった活動も熱心に行っていただいています。

### 4 知っておきたい参考情報

今月は、消費者被害防止「高齢者見守りネットワーク」の構築事業について紹介します。

高齢者に対する特殊詐欺や消費者被害の防止を図ることを目的に各市町村における、見守りネットワークの構築を県では進めております。平成29年1月現在48市町村でネットワークが構築されています。

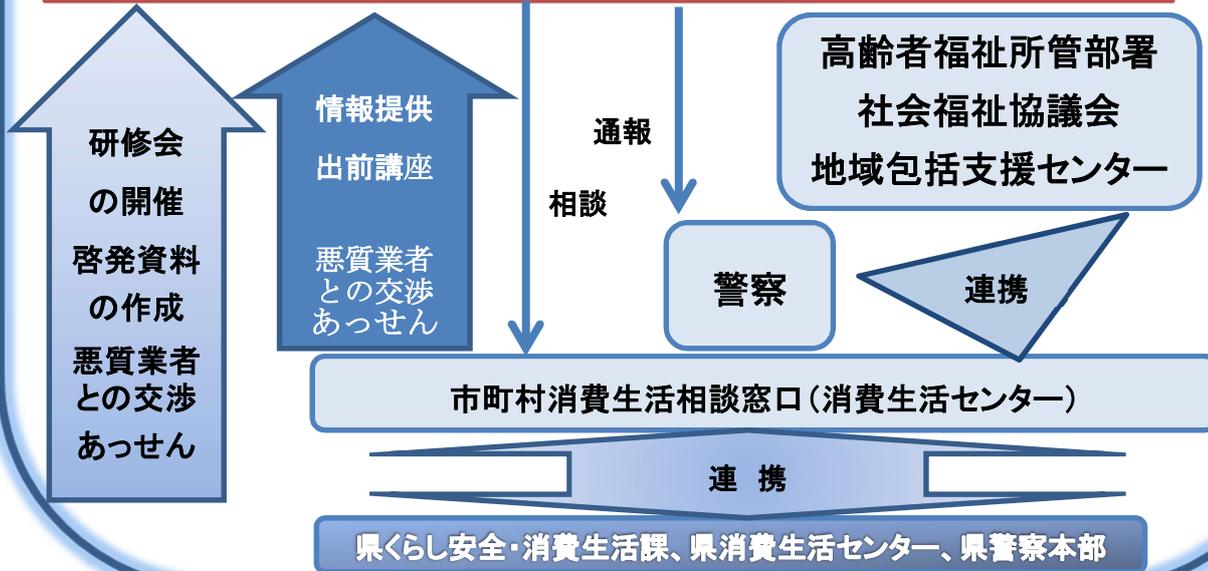
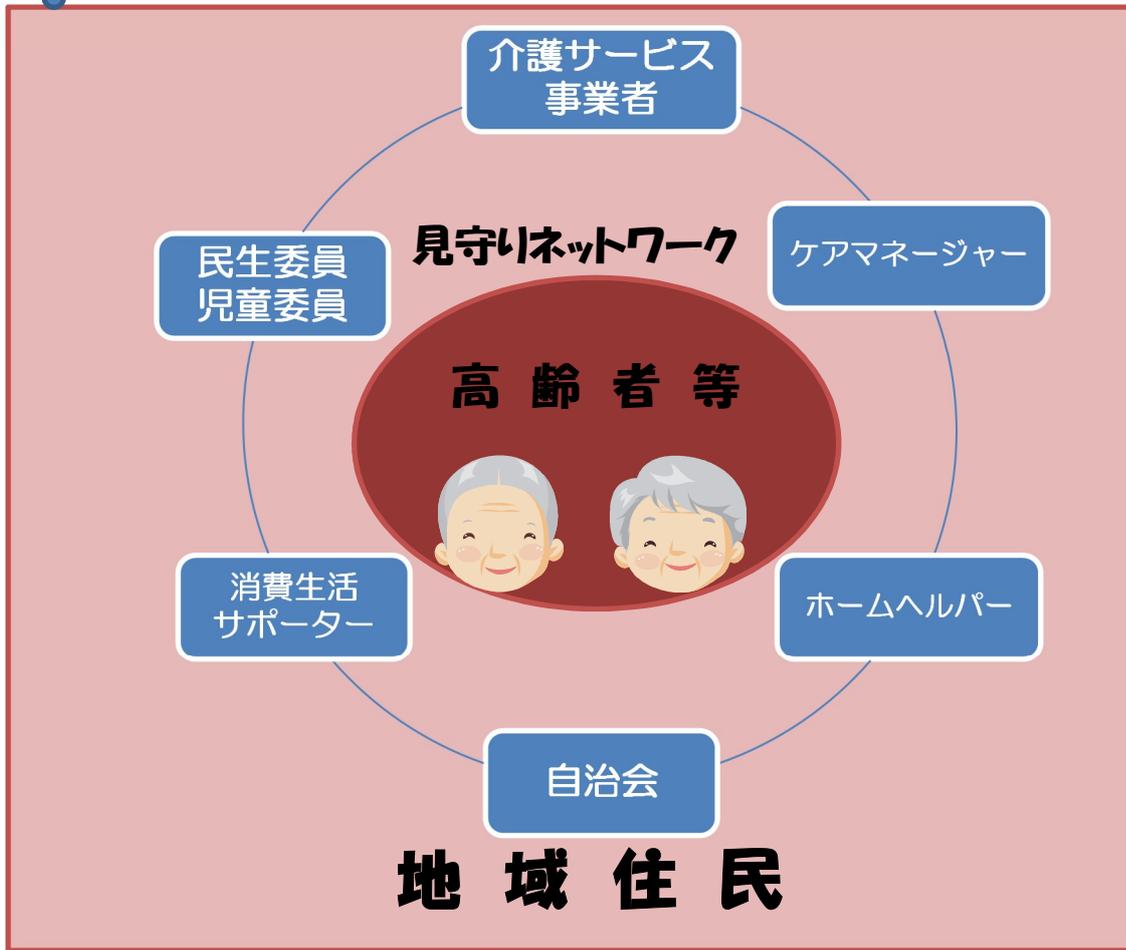
それぞれの市町村の状況に応じて、消費者行政部門に設置している場合をはじめ、福祉部門主体の見守りネットワークに消費者行政部門も参加している場合など様々な状況です。

地域全体で高齢者等の見守りや啓発等を行うことにより、消費者被害を未然に防止するとともに、被害の早期発見、被害発生時における関係機関等の迅速かつ適切な対応につなげる体制を構築することを事業の中心にしています。

地域での見守りネットワークの構築の促進と、幅広い関係者のつながり（連携）による見守り活動は、車の両輪といえるかと思います。地域において、消費生活サポーターの皆さんの存在をより多くの方に知っていただくとともに、活動のきっかけづくりに市町村の消費者行政担当窓口の皆様とも一緒に取り組んでまいります。

# 消費者被害防止高齢者見守りネットワークイメージ図

地域全体で高齢者を見守り、隅々に情報が届き、被害の未然防止と迅速な救済ができる体制(見守り・気づき・つなぐ)を構築



長野県くらし安全・消費生活課相談啓発係 担当：小泉

電話：026-223-6770 FAX：026-223-6771

電子メール：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp



しあわせ信州